

2027A 日程 出題趣旨

憲法

本問題は、選挙運動としての戸別訪問を禁止する公職選挙法（以下「法」という。）138条1項と同違反につき罰則を定める法239条1項3号の憲法21条1項適合性について問うものである。選挙運動の自由は、憲法21条1項により保障されるものの、法は選挙運動に関する様々な制約を課している。このうち戸別訪問の一律禁止につき、学説は違憲論を説く場合も多いものの、最高裁はこれまで合憲論を唱えてきている。

かような議論では、戸別訪問の一律禁止は、意見表明に対する直接的制約か、それとも間接的・付随的制約か、といった点も論証の対立軸となっている。学説はこれを直接的制約と見る場合が有力である一方、判例（最判昭和56年6月15日刑集35巻4号205頁）は間接的、付随的制約にすぎないといった理解を採る。また学説は、憲法21条1項が保障する諸権利に関する規制の憲法適合性審査では一定の厳格な基準に基づく審査をすべきであるとの見解を示すことが多い。そうしたなかで上記最高裁判決を参照して簡潔に判旨を述べた別の最高裁昭和56年判決（最判昭和56年7月21日刑集35巻5号568頁）では、伊藤正己裁判官の補足意見が「選挙のルール」論を提示したことが注目されている。同意見は、選挙運動という場は「あらゆる言論が必要最小限度の制約のもとに自由に競い合う場ではなく、各候補者は選挙の公正を確保するために定められたルールに従って運動するもの」とし、そのルールの設定について広い立法裁量が及ぶ場面であるとして、一般的な表現規制をめぐって展開される厳格な審査基準は適用されないことを説く。

以上のような論点を踏まえて判断枠組みを構成しつつ、本件のような制約がいかなる目的で行われており、またその目的について一定の正当性があるとしても、その目的を達成する手段が適切なものであるのかどうかを丁寧に論じる必要がある。

本問題では、Xの憲法上の主張の当否について、以上のような補足意見を含む判例と学説との対立点をしっかりと踏まえて論じることが求められる。

刑法

不動産取引事例を素材にして、抵当権設定行為と横領罪・背任罪の成否、いわゆる二重抵当と背任罪の成否、共犯と身分（刑法65条）などの論点の理解を踏まえて具体的に検討させるものである。事例を分析・整理して、横領罪、背任罪の個別の構成要件の条文解釈、基礎的知識、不可罰的事後行為の理解、刑法65条の解釈を踏まえて具体的に検討することが求められる。これにより論点を個別に暗記して機械的当てはめに固執する抽象的・表層的な理解にとどまらない、論点相互を横断的に理解する力、具体的事例への当てはめにおける事例分析力、論理力等の能力を問うものである。

民法

第1問

(1) 契約の成立に関して、契約の有効性につき、適切な条文を選択して論じることができるかを問う問題。無権代理であるが相手方 A に過失があるので 110 条は成立せず契約が A に帰属しない。なお、代理権限を確認しなかっただけで直ちに過失が認定されるわけではない。なぜ、過失と評価できるのかという思考が求められる。

(2) 不法行為、特に使用者責任 (715 条) の制度選択が求められる。その上で、C の過失を前提に「事業の執行につき」と評価できる点への言及が求められる。また、最終的には「500 万円の支払」と指定されているので、過失相殺 (722 条 2 項) を指摘することが望ましい。なお、115 条の取消権が有用でない点は各自で考察して欲しい。

第2問

最判平成 8 年 11 月 12 日 (リゾートマンション事件) で判示された複数契約の解除の理解を問う問題。契約①の居住空間の提供+契約②の生活支援サービスの提供=両契約は同一事業主体により同時に提供されることが予定され、両者が結合して高齢者向け居住システムを構成していると解される。契約②が消滅するとシステム全体が崩れるため、契約①にも解除を及ぼし得る。なお、高齢者サービスは他でも代替可能というのは、特定の二当事者の契約関係を論じなさい、という場面では、適切性を欠く。

第3問

(1) 抵当権の効力が及んでいる分離された動産につき即時取得の成否を問う問題 (抵当権の効力が及んでいるか、という問いではない)。なお、抵当権の効力が及んでいる動産であるから、設定者=所有者と取引した者は単純に所有権を取得するわけではない。その意味での即時取得が問題となることへの意識があることが望ましい。

(2) 即時取得が否定され、かつ、既に目的物が搬出された場合を例に、約定担保物権としての抵当権に対する基本的な理解及び思考力を問う問題。まず、A に対しては、抵当権設定契約に基づき、目的物の価値維持を図るように求めることができる。具体的には、返還や代担保が問題となろう。次に、C に対しては、①抵当権の効力は消滅しているか、②消滅していないとして抵当権はなお対抗できるのか、③対抗できるとして返還を求めることができるのか、を検討することになる。なお、C に執行妨害の目的がないため、いわゆる妨害事例ではない。問題を発見し法的構成を組み立てる能力を発揮することが期待される。

商法

第1問、第2問は、会社法の主要な原則である株主平等原則につき、基本的な事項の確認である。

第3問は、株主平等原則の限界を具体的な事例を通じて問うている。株主優待制度という幾分応用的な事項ではあるが、代表的なテキストにも触れられており、また、日常的にも比較的馴染みのあるものと思われ、イメージしやすい事例として出題した。

民事訴訟法

民事訴訟法における基本的な知識を有しているかを、一行問題や単純な事例問題によって確認するものである。

第1問は、弁論主義の証拠原則につき、その意義、根拠、趣旨に言及して、同テーゼの内容を説明することが求められる。とりわけ、弁論主義の他のテーゼとの相違点（第三テーゼが、主張レベルではなく、証拠レベルでの問題であること）を理解できているかをみている。

第2問は、(1)では訴えの利益（確認の利益）につき言及しながら、その意義、要件、効果について説明を求める問題である。また(2)では、重複起訴の禁止につき、関連条文である民事訴訟法142条を指摘しながら、その趣旨（審理の重複による訴訟制度上の不経済や二重に訴訟追行を強いられる相手方の不利益を回避するなど）に言及しながら、その意義、要件、効果について説明を求める問題である。

刑事訴訟法

本問は、刑事訴訟法における重要基本概念である強制処分法定主義、令状主義及び現行犯逮捕の趣旨等に関する基本的理解を問うことにより、法学既修者として実務法学専攻の2年次から履修を開始することができる基礎的な学識及び論述力を試すものである。解答に際しては、人権保障等のキーワードを表面的に羅列するのみでは足りず、解答者が基本原理や制度が存在する理由と真摯に向き合ってきた成果を示すことが求められる。

小論文

苦情による正義の実現が3つの抑圧の形態により妨げられていることについて述べた論考について、3つの抑圧の形態の内容理解と要約、それを踏まえた苦情による正義の実現における正当性の認識の誤謬の可能性の整理、ならびにその問題への対応の検討を求め、さらには、職場における苦情による正義の実現について本文の内容を踏まえたアウトプットを求めることによって、与えられた論考の内容を正確に理解したうえで、問題分析能力、思考力、論理力、文章構成力等の能力等の法科大学院における履修の前提として要求される資質を総合的に問うものである。